昭和四十年農林省令第十三号

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第二条第五項の規定に基づき、とうもろこしの関税割当制度に関する省令を次のように定める。

（関税割当申請書）

第一条　関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は一通とする。

（関税割当証明書）

第二条　令第二条第三項の関税割当証明書（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式第二によるものとする。

（証明書の有効期間の延長）

第三条　令第二条第四項ただし書の規定による証明書の有効期間の延長を申請しようとする者は、別記様式第三による証明書有効期間延長申請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了前に、農林水産大臣に提出しなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の申請書を受理した場合において、特に必要があると認めて証明書の有効期間を延長したときは、当該証明書にその旨を記入し、これを交付するものとする。

（証明書の分割）

第四条　令第二条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて証明書（この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第四による証明書分割申請書一通に当該証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の申請書を受理したときは、申請に係る証明書に代えて、分割した証明書を交付するものとする。

（証明書の返納）

第五条　令第二条第二項の規定により割当てを受けた者は、当該割当数量又はその残存数量（割当数量から割当てに係る貨物の輸入数量を差し引いた数量をいう。）に係る貨物の輸入を希望しなくなつたとき、又は証明書の有効期間の満了その他の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなつたときは、遅滞なく、当該証明書を農林水産大臣に返納しなければならない。

（公表）

第六条　農林水産大臣は、前各条に規定するもののほか、関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続きに関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項について定め、公表するものとする。

附　則

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附　則（昭和四五年一〇月一日農林省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年一月二八日農林水産省令第五号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式第１

様式第１

税務出張	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第１条
主務官庁	農林水産省

関税割当申請書

※受付番号＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿　資格＿＿＿＿＿＿

申請年月日＿＿＿＿＿＿

申請の明細

関税率表番号	品名	数量及び単位	実績		主な使用の計画	備考
			使用	輸入		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
　２　※印のある欄には記入しないこと。

別記様式第２

様式第２
（表　面）

税務出張	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第２条
主務官庁	農林水産省

関税割当証明書

証明書番号＿＿＿＿＿＿

割当年月日＿＿＿＿＿＿　期間満了日＿＿＿＿＿＿

割当てを受けた者の氏名（名称）＿＿＿＿＿＿

割当てを受けた者の住所＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

証明の内容

関税率表番号	品名	数量及び単位

その他の事項

農林水産大臣

（裏　面）

通関状況（品名　　）

税関申告番号及び申告年月日	通関数量	関税割当数量の残存数量	許可年月日及び税関押印

別記様式第３

様式第３

根拠法令	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第３条
主務官庁	農 林 水 産 省

証 明 書 有 効 期 間 延 長 申 請 書

※受付番号＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿

申 請 者 住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資 格＿＿＿＿＿＿

申 請 年 月 日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

証 明 書 番 号	延 長 年 月 日	延 長 の 理 由
	年 月 日まで	

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
　２　※印のある欄には記入しないこと。

別記様式第４

様式第４

根拠法令	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第４条
主務官庁	農 林 水 産 省

証 明 書 分 割 申 請 書

※受付番号＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿

申 請 者 住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資 格＿＿＿＿＿＿

申 請 年 月 日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

証 明 書 番 号	割当数量の分割の内容					分 割 の 理 由
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
　２　※印のある欄には記入しないこと。